

○国土交通省告示第 号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第七条の三の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書を次のように定める。

令和三年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書を定める件

第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の三の住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該図書においては同表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種別、寸法及び取付方法
各階平面図	点検口の位置
断面図又は矩計図	縮尺、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ

	及び構造並びに床下及び基礎の構造
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法
小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

第二 第一の表の上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。

第三 第二の場合において、当該図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、第一の規定にかかわらず、当該図書は、法第六条の二第四項の規定による確認のために必要なものではないものとする。

附 則

この告示は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省令の整備等に関する省令（令和三年国土交通省令第 号）の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。